

■現行制度の概要

●都が選定した一定の対策（基本対策）の実施を促進する

〔対策の実施の程度は、事業者の自主性にゆだねられる〕

※総量削減の義務ではなく、一定の対策の実施を促進する制度

1 5か年の削減対策計画等の作成・提出の義務付け

【対策計画に盛り込む事項：今後実施する対策と削減目標（削減見込量）の設定】

- ・「基本対策」（運用対策+投資回収年数が3年以内の省エネ対策）
- ・「目標対策」（基本対策以外の対策。投資回収年数が3年を超える対策）

2 対策計画の内容等に対する都の指導・助言

(1) 事業所が取り組むべき対策を都が事前に提示

- ・すべての事業所が基本的に取り組むべき標準的な対策（「基本対策」）を提示

(2) 都が指導助言し、より高い削減目標へ誘導

～特に、基本対策の計画化を指導・助言

- ・「基本対策」はすべて計画するよう指導・助言（特に、「基本対策」のうち「重点12項目」については強力に指導）
- ・計画しなければ、評価はB、Cとなる旨を伝え、再検討を促す。（事業者：「都の指導助言の内容を勘案して検討を加える義務」を条例で規定）

3 「計画書」及び「取組結果」を、都が評価し、公表

～温暖化対策に積極的に取り組む事業所が社会的に評価されるよう、事業所の取組を都が評価し、公表

【評価の時期】

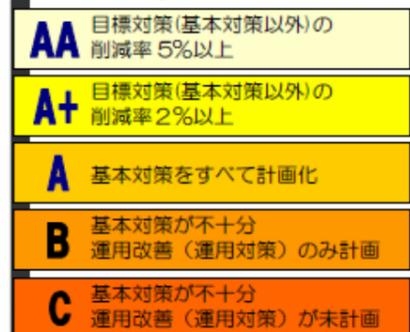
- ・計画：「削減対策計画（地球温暖化対策計画書）」
- ・結果：「中間報告」（3年度目）
「結果報告」（計画期間終了後）

【評価の基本：対策の実施】

- ・「基本対策」や「目標対策」の取組の程度で評価（※過去3か年で取り組んだ「目標対策」にも配慮）
- ・「基本対策」を計画化した事業所は「A評価」とする

※対策実施による削減効果は、事業活動の量は変らないものとして試算

【評価基準】計画書に記載された削減対策の内容により、以下の5段階で評価しました。



※基本対策：都が基本的に取組むべきものとして提示した投資回収3年以内の一般的な対策
 ※目標対策：基本対策以外で事業者が積極的に取組む対策

■現行制度の成果と限界

成果	1 削減対策の底上げ	「基本対策」の指導徹底により、ほぼすべての事業所で、基本対策を計画化（98%以上の事業所が「A評価」以上）
	2 取組に積極的な事業所の出現	「評価・公表の仕組み」の導入により、より積極的に削減対策を計画化する事業所（AA評価）も現れてきた。（25%の事業所は「AA評価」）
	(参考) 計画化された削減量と実績	(2005(平成17)年度計画書提出事業者の場合) ・排出量（02-04年度の3か年平均）：1200万t-CO2 ・計画化された対策による削減見込量：75万t-CO2（5か年で平均約▲6%の削減計画） ・計画書提出から1年度目の実績 ・実施された削減対策による削減見込量：25万t-CO2（約▲2%相当分の削減対策を完了） ・温暖化ガス排出量：産業部門：▲3.6%、業務部門：+0.8%

(背景) IPCC第4次報告書など、全世界的に温暖化ガスの総量削減を早期に実現する必要性が明らかに

温暖化の危機回避のためには、より大きな削減効果をあげていく必要がある

- ◎温暖化ガス排出量の大きい事業所は、率先して温暖化ガスの削減に取り組んでいく責務がある
- ・事業所の取組レベルの更なる底上げを図る
- ・すべての事業所を、継続的に総量削減に取り組んでいくトップランナー・レベルへ引き上げる

●評価の基本は「対策の実施」

- ・事業活動の拡大により、温暖化ガス総排出量増加の可能性
→計画化した対策を実施しても、事業活動の拡大により、総量削減は達成できない可能性

●より大きな削減効果をあげていくためには、都が選定・提示した基本対策レベルより、高い削減レベルの取組が不可欠

- ・事業者の自主的判断に基づき提出された「計画書(案)」は半分以上がB・C評価
*投資回収年数3年以内の対策(基本対策)ですら、指導・助言、評価・公表の仕組みにより、ようやくほぼすべての事業所が計画化した状況
- ・自主的取組を前提にした指導・助言では、目標対策レベルの取組は十分には計画化されない。
→より踏み込んだ削減実績を求めるためには、なんらかの義務付けが必要

※仮に、現行制度の強化として「目標対策」の実施を義務付けた場合
 事業者は、削減対策の選択の余地を与えず、事業所の実態を無視した過大な負担を求めることになる。（より強い強制的な手法になる可能性）
 →削減手法は、事業者の判断・選択により推進する方が合理的

総量削減の達成が保証されない

「自主的取組」という枠組みの限界

「対策の一律実施方式」の限界

